

教 総 ― 5 1 5
令和4年6月13日

各市町村教育委員会教育長
県 立 学 校 長 様
県 内 私 立 高 等 学 校 長

秋田県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における教育活動について（通知）

これまで、各学校には、新型コロナウイルス感染症に対し最大限の感染防止対策を行いながら教育活動に取り組むようお願いしてきましたが、県では、最近の新規感染者数の推移等に鑑み、6月10日に開催された第41回秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染警戒レベルを「レベル2」から「レベル1」に引き下げました。

これを受け、県教育委員会では、今般、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」における「「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準」に示された「地域の感染レベル」について、県健康福祉部及び県医師会の意見を参考に、これまでの「レベル2」を「レベル1」に引き下げることとしました。

各学校におかれましては、同行動基準や県の通知等を踏まえ、基本的な感染症対策を講じながら、教育活動を実施していただくようお願いします。

また、感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷は人権侵害に当たり、厳に戒められるべきものであることを改めて認識し、それらの防止にも確実に取り組んでいただくよう併せてお願いします。

秋田県教育庁
総務課 企画班 伊藤
TEL：018-860-5112